

滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議規程

平成29年12月13日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考規程（以下「規程」という。）第2条第4項の規定に基づき、滋賀医科大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、規程第2条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院長選考基準案の策定に関する事項
- (2) 病院長候補者の選考に関する事項

(構成)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事 2名
- (2) 教授 若干名
- (3) 副病院長 2名
- (4) 学外有識者 3名

2 前項の委員は、役員会の議を経て学長が指名する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(候補適任者の除外)

第4条 選考の過程において、選考会議の委員が、病院長候補者となるべき候補適任者（以下「候補適任者」という。）になったときは、当該委員を辞するものとする。

2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、補充することができる。

(議長等)

第5条 選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

4 選考会議は、委員の2/3以上、かつ、第3条第1項第4号の委員の1名以上の出席がなければ開催することができない。

5 選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長が、必要と認めたときは、委員以外の者の選考会議への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(候補適任者の推薦)

第6条 選考会議は、規程第5条により、学長が決定公表する選考基準に基づき、候補適任者の推薦を公募する。

2 候補適任者を推薦できる者は、候補適任者の公募を公示した日において在職する常勤職員で次に掲げる者とする。

- (1) 教授、准教授及び講師
- (2) 看護部長及び副看護部長
- (3) 副薬剤部長
- (4) 臨床検査技師長
- (5) 診療放射線技師長
- (6) リハビリテーション部技士長
- (7) 臨床工学部技士長
- (8) 副栄養治療部長

3 第1項に規定する候補適任者の推薦に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ていなければならない。

4 候補適任者を推薦しようとする者は、選考会議に対し、推薦書(別紙様式第1号)、経歴書(別紙様式第2号)、調書(別紙様式第3号)及び所信調書(別紙様式第4号)を提出するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、選考会議委員は、選考会議に対して、候補適任者を推薦することができる。

(病院長候補者の選考)

第7条 選考会議は、推薦のあった候補適任者について、前条第4項の規定により提出された書類により、規程第5条に定める選考基準に照らし、審査を行うとともに所信等を確認し、面接を行い、原則複数の病院長候補者を選考する。

2 選考会議は、病院長候補者の選考を終了した場合には、氏名、選考理由及び選考過程を学長に報告し推薦する。

(事務)

第8条 選考会議に関する事務は、関係各課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 選考会議の議事の手続きその他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年12月13日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

別紙様式第1号

病院長候補適任者推薦書

推薦者の氏名	
推薦者の現職	

下記の者を滋賀医科大学医学部附属病院長候補適任者として推薦します。なお、推薦にあたり本人の同意を得ていることを申し添えます。

候補適任者の氏名	
候補適任者の現職	
推薦理由	

別紙様式第2号

病院長候補適任者経歴書

氏名	
生年月日	
現住所	
学歴	
職歴	
免許・資格等	医籍登録：第 号（ 年 月 日）
賞罰	

別紙様式第3号

病院長候補適任者調書

氏名	
医療安全確保について	
病院の管理運営について	
教育・研究・診療について	
その他特記すべき事項	

別紙様式第4号

病院長候補適任者所信調書

氏名 (自筆)	
本院の運営に関する所信 (2,000字以内)	